

# 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合について ～ 社会福祉施設等用・チェックリスト ～

徳島県におきましては、**発生の事前予防と発生時における対応**について、「チェックリスト」を作成して社会福祉施設等の皆様にご活用いただいているところですが、このたび、「**チェックリスト**」を改定いたしましたので、各施設等の状況に応じて、**自己点検を行うとともに、職員間の情報共有**などにご活用ください。また、下記のチェックリスト等も参考にしてください。

<参考>

- 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)  
(厚生労働省事務連絡・令和2年4月7日発出)
- 高齢者施設における施設内感染拡大防止のためのチェックリスト<Ver.1>  
(徳島県版・令和2年8月)

## 1 健康状態の把握(利用者、施設職員等)

事前  
予防

### ●利用者関係

- 利用者の**毎日の健康観察**(1日3回の検温、食事の際における体調の確認等)を実施し、記録しているか。
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状**が続く利用者はいないか。
- 高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の「基礎疾患」**があり、**比較的軽い風邪の症状**が見られる利用者はいないか。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱等の強い症状**を訴える利用者はいないか。

### ●施設職員等関係

- 職員やその家族の**健康状態を確認**しているか。
- 職員の**体温を1日3回計測し、記録**しているか。
- 職員に風邪症状が見られた場合、**自己申告を必ず行うよう指示**しているか。
- 発熱や咳など、症状のあった職員については、**症状がおさまっても十分な健康観察(解熱薬なしで最低48時間の体調確認後の出勤)**を行っているか。
- 体調に不安がある場合は「出勤しない・させない」など、**休暇を取得しやすい職場環境**が整っているか。
- 納品等の出入り業者は**玄関など決められた場所で物品の受渡しを行う**とともに、体温を計測し、発熱が認められる場合は、立ち入りを断っているか。また、**入館者の氏名や連絡先を記録**しているか。

## 2 対応ルールの事前確認

職員が感染した場合、施設の継続的な運営が危ぶまれます。  
職員の感染を避けるよう事前予防を徹底してください。

- 施設内で発生した場合の報告手順は定めているか。
- 「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を確認しているか。
- 施設内の感染症対策責任者を定めており、全職員が共有しているか。
- 職員に対して、人込みやライブハウス等の密閉空間を避けるよう指示しているか。
- 職員が感染した場合、保健所が行動状況や濃厚接触者等の聞き取りを行うことを事前に職員に説明しているか。

## 3 発生時における情報共有・報告等の実施

- 「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けたか。
- 施設長、理事長等への報告を行い、施設内で情報共有を図ったか。

疑い患者発生時における「対応記録」を作成し、  
以下の項目ごとに記録してください。

- ・患者発生日時
- ・受診医療機関名
- ・医療機関への移動手段、開始時間
- ・患者の居室名、同室者の有無
- ・嘔吐や失禁の有無、場所、処理方法等
- ・接触した職員・利用者等の氏名
- ・患者の症状、これまでの健康記録
- ・患者及び同室者等のマスクの使用状況
- ・訪問者の有無及びその関係
- ・職員のフェイスシールド等の防護具の使用状況

※以上の項目等について、感染症法に基づき保健所が確認する場合があります。

- 家族への連絡**  
発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」や保健所の調査等についての協力を依頼したか。
- 嘱託医、協力医療機関への連絡**  
発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」についての協力を依頼したか。
- 県や市町村の社会福祉施設所管課への連絡**  
県や市町村の施設所管課に連絡し、発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の指示を受けたか。

## 【徳島県各施設所管課連絡先】

施設等種別		担当課	電話番号
高齢者関係	入所系	長寿いきがい課 施設サービス指導担当	088-621-2182
	通所・訪問系	長寿いきがい課 在宅サービス指導担当	088-621-2192
障がい児・者関係 (身体・知的)	入所・通所系	障がい福祉課 施設サービス指導担当	088-621-2235
	訪問系	障がい福祉課 在宅サービス指導担当	088-621-2242
障がい者関係 (精神)		健康づくり課 こころの健康担当	088-621-2221
救護施設		国保・自立支援課 保護・自立支援担当	088-621-2166
児童養護施設		次世代育成・青少年課 こども未来応援室	088-621-2180

※市町村の認可・指定を受けている施設等は、市町村の担当課に連絡してください。

## 4 消毒・清掃等の実施

消毒剤の噴霧は、ウイルスの舞い上がりの可能性があるので避けてください！

- 当該利用者の居室等の消毒・清掃の際、及びその前後に、「換気」を実施しているか。
- 消毒・清掃作業を実施する前に、マスク、使い捨て手袋・エプロンを着用しているか。
- ドアノブ、扉、手すり、テーブル、便座など、利用者が触れた可能性がある箇所すべてを「消毒用エタノール」で清拭しているか。  
あるいは「次亜塩素酸ナトリウム液」(0.05%)で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。

利用者が頻繁に触れる箇所を想定し消毒・清掃を！！

## 5 積極的疫学調査への協力等

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従って、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力してください。  
その際、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供を行ってください。

### ●濃厚接触が疑われる者

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と「同室」又は「長時間の接触」があった者を確認しているか。
- 適切な感染の防護（マスク及びフェイスシールド等）無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護もしくは介護をしていた者を確認しているか。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の「気道分泌液」若しくは「体液」、「排泄物」等の「汚染物質」に直接接触した可能性が高い者を確認しているか。

## 6 濃厚接触が疑われる者に係る適切な対応の実施

濃厚接触者については、14日間にわたり健康状態を観察することとしていますが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従ってください。

### ●施設職員の場合の対応

感染が疑われる職員については「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。

## ●利用者の場合の対応

※「通所」施設等の場合、当該利用者は自宅待機を行ってください。

- 当該利用者については、原則として「個室」に移動させているか。
- 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または、「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施しているか。
- 濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底しているか。
- 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行っているか。
- 当該利用者へのケアについては、「部屋の換気」を1、2時間ごとに5～10分間行っているか。また、共有スペース等の部屋についても定期的に換気しているか。
- 職員は「使い捨て手袋・エプロン」と「マスク」(飛沫感染リスクが高い状況では必要に応じてフェイスシールド等)を着用してケアをしているか。
- 当該利用者が使用したマスクや吐物・体液等処理したティッシュ、介護や看護の際に使用したマスクや手袋等の「廃棄物」は、「感染性廃棄物」として、廃棄物処理法に基づき許可業者に処理を委託しているか。
- ケアの「開始時」と「終了時」に、「液体石けんと流水」による手洗い又は「消毒用エタノール」による手指消毒を実施しているか。
- 手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように職員に指示をしているか。
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用としているか。その他の利用者にも使用する場合は、「消毒用エタノール」で清拭しているか。
- 当該利用者以外の利用者についても、「手洗い等」の感染防止のための取組みを促しているか。
- 施設長等の指示により、「来訪者」に対して利用者との接触の制限等を実施しているか。

### 新型コロナウイルスに関する情報

新型コロナウイルスに関する情報を日々更新しております。

徳島県のホームページ(右のQRコード)でその情報をご覧ください。

